

発議第 13 号

議会広報編集特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

(提案理由)

的確な情報提供を図るとともに、多様なニーズに応えるため、議会広報活動並びに情報活動等開かれた議会の推進についての調査を行うため、特別委員会を設置する。

平成 29 年 11 月 30 日提出

提出者 多可町議会議員 笹 倉 政 芳

賛成者 多可町議会議員 門 脇 教 蔵

決議第3号

議会広報編集特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会広報編集特別委員会を設置するものとする。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 議会広報編集特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び多可町議会委員会条例第5条 |
| 3 | 目 的 | 議会広報活動並びに情報活動にかかる調査 |
| 4 | 委員の定数 | 6人 |
| 5 | 設置期間 | 議会広報活動並びに情報活動にかかる調査が完了するまで設置を継続するものとする |
| 6 | そ の 他 | 調査が完了まで閉会中の継続調査ができるものとする |